

四日市市上下水道局管理規程第3号

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程（平成17年上下水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(水道事業の計画)</p> <p>第2条 水道事業の計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水人口 <u>312,000</u>人</p> <p>(3) 1日最大給水量 <u>124,000</u>m³</p> <p>(下水道事業の計画)</p> <p>第3条 下水道事業の計画は、汚水計画及び雨水計画による。</p> <p>2 前項に掲げる汚水計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 単独公共下水道</p> <p>ア 予定処理区域面積 <u>3,236.34</u>ヘクタール</p> <p>イ 計画処理人口 <u>133,449</u>人</p> <p>ウ 1日最大処理能力（特定環境保全公共下水道分含む） <u>92,100</u>立方メートル</p>	<p>(水道事業の計画)</p> <p>第2条 水道事業の計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水人口 <u>307,400</u>人</p> <p>(3) 1日最大給水量 <u>117,100</u>m³</p> <p>(下水道事業の計画)</p> <p>第3条 下水道事業の計画は、汚水計画及び雨水計画による。</p> <p>2 前項に掲げる汚水計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 単独公共下水道</p> <p>ア 予定処理区域面積 <u>3,009.5</u>ヘクタール</p> <p>イ 計画処理人口 <u>133,360</u>人</p> <p>ウ 1日最大処理能力（特定環境保全公共下水道分含む） <u>82,700</u>立方メートル</p>

(2) 北勢沿岸流域下水道関連公共下水道

① 北部処理区

ア 予定処理区域面積 2,511.57ヘクタール

イ 計画処理人口 101,754人

② 南部処理区

ア 予定処理区域面積 559.73ヘクタール

イ 計画処理人口 19,277人

(3) 特定環境保全公共下水道

ア (略)

イ 計画処理人口 1,150人

(2) 北勢沿岸流域下水道関連公共下水道

① 北部処理区

ア 予定処理区域面積 2,355.66ヘクタール

イ 計画処理人口 109,300人

② 南部処理区

ア 予定処理区域面積 554.6ヘクタール

イ 計画処理人口 19,000人

(3) 特定環境保全公共下水道

ア (略)

イ 計画処理人口 1,380人

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部経営企画課)